

福岡県個人情報保護審議会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部廃棄物対策課)

個人情報の提供制限に関する例外事項について (諮問)

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 5 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

浄化槽法 (昭和五十八年五月十八日法律第四十三号) では、浄化槽による汚水の適正な処理の促進のため、浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの (以下「浄化槽管理者」という。) は同法第七条第一項及び第十一条第一項に基づく浄化槽の法定検査を受検する義務が課せられているところであるが、当該法定検査を円滑に行うため、本県では同法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が指定する者 (以下「指定検査機関」という。) の照会に応じて、浄化槽管理者に関する個人情報を提供している。

令和 2 年 4 月 1 日以降、地域保健法施行令の一部を改正する政令 (令和元年政令第三十八号) の施行により、大牟田市が地域保健法施行令第一条第三項の規定に基づく保健所政令市ではなくなり、大牟田市域の浄化槽業務について県が所管することになるため、大牟田市域における指定検査機関に対しても、当該個人情報を提供する必要が生じたことから、今後、同様の団体に対しての提供が可能となるよう、平成 4 年 9 月 1 4 日付け答申 (条例第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 0) の「目的外提供の概要」、「提供先」を改正すること及び「所管課室所名」、「個人の類型」について文言の整理を行うことについて諮問するものである。

また、平成 5 年 4 月 2 0 日付け答申 (条例第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 3) の「所管課室所名」、「個人の類型」及び「目的外提供の概要」についても、上記の趣旨に照らして、同様に改正することを併せて諮問する。

2 改正内容について

(1) 平成 4 年 9 月 1 4 日付け答申 (条例第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 0)

	事務の名称	所管課室所名	個人の類型	目的外提供の概要	提供先
改正前	浄化槽設置の届出事務	各保健所	設置者	浄化槽協会の照会に応じて個人情報を提供している。	浄化槽協会
改正後	—	各保健福祉環境事務所	浄化槽管理者	指定検査機関の照会に応じて個人情報を提供している。	指定検査機関

※提供先について (「指定検査機関に関する説明図」のとおり)

- ・浄化槽協会：一般財団法人福岡県浄化槽協会
- ・大牟田市の指定検査機関：一般財団法人有明環境整備公社

(2) 平成5年4月20日付け答申(条例第5条第2項第6号関係(2)単独事務13)

	事務の名称	所管課室所名	個人の類型	目的外提供の概要	提供先
改正前	浄化槽関係事務	各保健所	浄化槽設置者	保守点検登録業者及び清掃許可業者の照会に応じて浄化槽設置者の個人情報を提供すること。	保守点検登録業者及び清掃許可業者
改正後	—	各保健福祉環境事務所	浄化槽管理者	保守点検登録業者及び清掃許可業者の照会に応じて浄化槽管理者の個人情報を提供すること。	—

3 提供開始日：令和2年4月1日

4 提供する目的

浄化槽法は汚水の適正な処理をその目的としており、法定検査は浄化槽が適正な汚水処理機能を発揮しているかどうかについて浄化槽の設置状況や水質等の検査を行うものである。

指定検査機関が検査対象・時期の決定や検査等を行うに当たり、浄化槽関連の情報(氏名、住所、電話番号、浄化槽の設置場所・型式・人槽・図面・維持管理の状況等)について、県が指定検査機関に提供することで、法定検査が適切に実施され、浄化槽法の目的である、浄化槽による汚水の適正な処理が促進される。

5 添付資料

(1) 根拠法令

ア 浄化槽法(抜粋)第一条、第七条、第十一条、第五十七条

イ 地域保健法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第三十八号)

(2) 指定検査機関に関する説明図

(3) 提供先への主な提供内容